様式第3号(第5条関係)

協定書

粕屋町(以下「甲」という。)と　　　　　　　　　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)とは、粕屋町公共下水道区域外利用に係る取扱実施要綱(以下「要綱」という。)第5条第1項の規定に基づき、乙が排除する下水を甲が管理する公共下水道へ流入させることに伴う受益者負担金相当額について、次のとおり協定を締結する。

第1条　乙が公共下水道に流入させる施設の概要は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　土地の所在

(2)　土地の面積　　　　　　　　　　　平方メートル

(3)　建築物面積　　　　　　　　　　　平方メートル

(4)　建築物の用途

第2条　乙は、公共下水道を利用することに伴い、甲に対し前条第2号の面積に基づく受益者負担金相当額として金　　　　　　円を支払うものとする。ただし、区域外流入により一括納付の為、粕屋町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第6条の規定により金　　　　　　円を差引いた、金　　　　　　円を支払うものとする。

第3条　乙は、前条の規定する受益者負担金相当額を甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に、　　年　　月　　日までに一括して納入するものとする。

第4条　この協定に定めるもののほか公共下水道の利用について、乙は当該要綱に規定する事項を遵守するものとする。

第5条　この規定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲、乙誠意をもって協議し、これを決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

　　　　　年　　月　　日

甲　　糟屋郡粕屋町駕与丁1丁目1番1号

粕屋町長　　　　　　　　　 　㊞

乙　　住所

氏名　　　　　　　　　　 　㊞